

議案第四十一号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第三号中「第五条の二の八」を「第五条の二の八第一項」に改める。
第四十三条に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第六十二条第十項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年

以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（付則第五項、第十項及び第十一項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けなければならない。

付則第五項中「の保育士」の下に「（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、第四十三条第三項又は付則第十項若しくは第十一項の規定により保育士とみなされる者及び第四十三条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）」を加える。

付則第十二項中「いい」の下に「、第四十三条第三項」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和八年内閣府令第十号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）等の一部改正を踏まえ、保育所の保育士の配置基準等を変更するため、本案を提出いたします。